

令和5年度群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 要約筆記者認定試験実施要項

1 趣旨

この要項は群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ要約筆記者認定試験実施要綱（以下実施要綱）に基づき群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ館長（以下館長）が試験実施に必要な事項を定めるものである。

2 実施機関

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

3 会場

群馬県社会福祉総合センター（前橋市新前橋町 13-12）

4 試験内容

ア 小論文（600字以上、800字以内）

イ 面接

*実技及び教養試験は全国統一要約筆記者認定試験による。

5 期日

令和6年3月23日（土）

受付 午前9時30分～

ア 小論文－事前提出（3月19日（火）午前中必着）

イ 面接－午前10時～、受験番号順に行う。

*全国統一要約筆記者認定試験合格者で、転入等により受験を希望した場合の試験実施については、試験委員会の判断による。

6 受験対象者

次に該当する者で、群馬県内で要約筆記者として活動できる者

ア 全国統一要約筆記者認定試験の合格者

7 合否判定

面接及び小論文は、それぞれ100点満点とし、合計140点以上を合格とする。ただし、面接、小論文どちらかが60点未満の場合は不合格とする。

8 試験結果

ア 館長から本人へ通知する。

イ 館内及びホームページに合格者の受験番号を掲示する。

9 受験料 無料

10 受験申込み

ア 申込期間

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ及び（一社）要約筆記者認定協会が実施する令和5年度全国統一要約筆記者認定試験受験者については、全国統一試験受験申し込みと同時に本試験の受験申込みをすることとする。

イ 申込方法

令和5年度群馬県要約筆記者認定試験受験案内により、上記期間内に申し込む。

なお、全国統一試験合格者については、合格通知の際「受験票」を同封する。
不合格者については、結果通知とともに本認定試験の受験申込書を返送する。

〈申し込み先〉

〒371-0843

群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 3階

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 要約筆記者認定試験係